

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS - 90
提出年月日	令和2年7月20日

柏崎刈羽原子力発電所7号炉

マニュアル体系の一部変更について

令和2年7月

東京電力ホールディングス株式会社

1. 変更の概要

新規規制基準適合炉については、自然災害・人為事象についての保安規定の条文が新たに設定された。

これらの条文に対応するマニュアル体系として、従来の「運転管理基本マニュアル」配下ではなく、新たに「原子力災害対策基本マニュアル」とその業務マニュアルの体系下に移行することとした。

この理由は、自然災害・人為事象の対応を全て「運転管理基本マニュアル」配下とすると、1つの基本マニュアルの中で扱う範囲が広がりすぎるため、原子力災害・自然災害・人為事象の対応を別の基本マニュアルに分離することとしたものである。

2. 変更理由

当社の文書体系は、「原子力品質保証規程」や「品質保証計画書」などの「1次マニュアル」、組織全体に適用される「2次マニュアル」並びに発電所固有の要求事項等を記述した「3次マニュアル」で構成されている。このうち、2次マニュアルについては、「基本マニュアル」と「業務マニュアル」に分類され、「基本マニュアル」は業務全体を概観し、業務の基本的な目的等を記述した文書であり、「業務マニュアル」は詳細な要求事項や必須プロセスを記載した文書である。

従来は、2次マニュアルの基本マニュアルである「運転管理基本マニュアル」の下にその業務マニュアルの1つとして「原子力災害対策マニュアル」が構成されていた。一般の原子炉施設保安規定の変更申請に伴い、新規規制基準に基づく自然現象、内部事象、重大事故等対策及び大規模損壊に関する内容が保安規定第17条の2から第17条の8に新たに条文化している。これらの条文は本来、「運転管理基本マニュアル」の配下のマニュアルに記載する位置づけとなるが、「運転管理基本マニュアル」は従前から、その配下に運転操作手順書などの運転員が主に扱う業務マニュアルを多く構成されていたことから、新規規制基準に基づく新たなマニュアルが追加されると、さらに同基本マニュアルの扱う範囲が多くなり、内容も多岐に及ぶ状態となり、管理が十分に行き届かなくなることが懸念された。このため、「原子力災害対策マニュアル」及び新規規制基準に基づく保安規定第17条の2から第17条の8に関連する要求事項については、別の基本マニュアルの体系化に再配置し、きめ細かく文書管理が行えるようにすることとしたものである。

以上のことから、新たに基本マニュアルとして「原子力災害対策基本マニュアル」を作成し、その配下に従来の「原子力災害対策マニュアル」に記載していたものを「原子力災害予防対策マニュアル」及び「原子力災害応急対策・事後対策マニュアル」に分割した上で、保安規定第17条の7の重大事故等対策及び第17条の8大規模損壊の内容を新たに加えることとした。また、同基本マニュアルの配下に、「自然現象等対応マニュアル」を業務マニュアルとして新たに制定し、保安規定第17条の2から第17条の6

の要求事項を扱うこととした。

なお、本マニュアル体系の変更については、新規規制基準適合炉の運用改善を目的としたものであるが、原子力災害に対する基本的なプロセスは全てのプラントに対して共通であるとの考えのもと、本マニュアル体系については新規規制基準適合炉のみならず、柏崎刈羽原子力発電所の未適合炉及び福島第二原子力発電所においても該当する内容について適用する。（福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更についても別途補正申請を実施する予定である。なお、東通建設所については実務が当面生じないことから申請時期は別途検討する。）

3. 別紙 保安規定変更比較表（該当部抜粋）

検査制度見直しに係る保安規定変更（R2.5.26 認可）内容を反映した変更比較表を示す。

変更前	変更後																																
<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c)及び d)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標 b) 原子力品質保証規程 c) 品質管理基準規則が要求する“手順書等”である以下の文書及び記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第3条の 関連条項</th> <th style="text-align: center;">原子力品質 保証規程の 関連条項</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4.2, 7.2.2</td> <td style="text-align: center;">4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8.2.2, 8.5.1</td> <td style="text-align: center;">8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td style="text-align: center;">8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>不適合管理及び是正処置・未然防止処置 基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table> <p>d) 組織内のプロセスの実効的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した文書及び記録 以下の文書</p>	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・未然防止処置 基本マニュアル	原子力安全・統括部	<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c)及び d)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標 b) 原子力品質保証規程 c) 品質管理基準規則が要求する“手順書等”である以下の文書及び記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第3条の 関連条項</th> <th style="text-align: center;">原子力品質 保証規程の 関連条項</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4.2, 7.2.2</td> <td style="text-align: center;">4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8.2.2, 8.5.1</td> <td style="text-align: center;">8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td style="text-align: center;">8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>不適合管理及び是正処置・未然防止処置 基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table> <p>d) 組織内のプロセスの実効的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した文書及び記録 以下の文書</p>	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・未然防止処置 基本マニュアル	原子力安全・統括部
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所																														
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部																														
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室																														
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・未然防止処置 基本マニュアル	原子力安全・統括部																														
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所																														
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部																														
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室																														
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・未然防止処置 基本マニュアル	原子力安全・統括部																														

変更前					変更後				
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文
5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施 基本マニュアル	原子力安全・統括部	第10条	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施 基本マニュアル	原子力安全・統括部	第10条
5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マ ニュアル	原子力安全・統括部	-	5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マ ニュアル	原子力安全・統括部	-
5.4.2, 7.1	5.4.2, 7.1	変更管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	-	5.4.2, 7.1	5.4.2, 7.1	変更管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	-
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～第9条の3	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第6条～第9条の3
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実 施基本マニュアル	原子力安全・統括部	-	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実 施基本マニュアル	原子力安全・統括部	-
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニ ュアル	原子力人財育成セン ター	第118条～第120条	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニ ュアル	原子力人財育成セン ター	第118条～第120条
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条, 第11条の2, 第12条～第78条, 第84条, 第88条, 第95条, 第96条, 第108条～第117条 , 第120条, 第121条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第7条, 第11条の2, 第12条～第78条, 第84条, 第88条, 第95条, 第96条, 第108条～第117条 , 第120条, 第121条
		燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第 72条, 第79条～ 第86条, 第104条, 第105条, 第120条			燃料管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第 72条, 第79条～ 第86条, 第104条, 第105条, 第120条
		放射性廃棄物管理基本マ ニュアル	原子力運営管理部	第88条, 第88条の2, 第89条, 第90条, 第120条, 第121条			放射性廃棄物管理基本マ ニュアル	原子力運営管理部	第88条, 第88条の2, 第89条, 第90条, 第120条, 第121条
		放射線管理基本マニ ュアル	原子力運営管理部	第79条, 第86条, 第88条, 第 88条の3, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条			放射線管理基本マニ ュアル	原子力運営管理部	第79条, 第86条, 第88条, 第 88条の3, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条
		施設管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第91条, 第103条, 第107条～第107条の6, 第120条			施設管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第91条, 第103条, 第107条～第107条の6, 第120条
		原子力災害対策基本マニ ュアル	原子力運営管理部	第17条の2～第17条の9, 第108条～第117条			原子力災害対策基本マニ ュアル	原子力運営管理部	第17条の2～第17条の9, 第108条～第117条
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る活動 基本マニュアル	原子力安全・統括部	第2条の2	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る活動 基本マニュアル	原子力安全・統括部	第2条の2
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	健全な安全文化の育成及 び維持に係る基本マニ ュアル	原子力安全・統括部	-	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	健全な安全文化の育成及 び維持に係る基本マニ ュアル	原子力安全・統括部	-

変更前					変更後				
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	原子力運営管理部	-	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	原子力運営管理部	-
7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	原子力設備管理部	第 107 条の 2	7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	原子力設備管理部	第 107 条の 2
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	原子力設備管理部	-	7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	原子力設備管理部	-
		原子燃料調達基本マニュアル	原子燃料サイクル部	-			原子燃料調達基本マニュアル	原子燃料サイクル部	-
8.2.4	8.2.4	使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル	原子力運営管理部	第 19 条, 第 21 条, 第 22 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 30 条, 第 32 条, 第 39 条, 第 41 条 ~ 第 44 条, 第 47 条, 第 49 条 ~ 第 54 条, 第 57 条, 第 60 条 , 第 63 条 , 第 79 条, 第 81 条, 第 84 条, 第 86 条, 第 88 条, 第 104 条, 第 105 条, 第 107 条, 第 107 条の 4, 第 107 条の 5, 第 120 条	8.2.4	8.2.4	使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル	原子力運営管理部	第 19 条, 第 21 条, 第 22 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 30 条, 第 32 条, 第 39 条, 第 41 条 ~ 第 44 条, 第 47 条, 第 49 条 ~ 第 54 条, 第 57 条, 第 59 条 , 第 62 条 , 第 66 条 , 第 79 条, 第 81 条, 第 84 条, 第 86 条, 第 88 条, 第 104 条, 第 105 条, 第 107 条, 第 107 条の 4, 第 107 条の 5, 第 120 条
		運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第 21 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 39 条, 第 41 条, 第 51 条 ~ 第 54 条, 第 58 条, 第 60 条 , 第 61 条 , 第 67 条, 第 84 条, 第 120 条			運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第 21 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 39 条, 第 41 条, 第 51 条 ~ 第 54 条, 第 58 条 ~ 第 60 条 , 第 66 条 , 第 67 条, 第 84 条, 第 120 条